

報告事項1（意見聴取）

令和元年5月定例府議会提出予定の議案について

令和元年5月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和元年5月17日

○条例案

- 1 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 5月17日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 5月22日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 5月23日 | 5月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。 施行日：公布の日

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
		別表（第二条関係）						別表（第二条関係）					
		医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	
備考	1 (略)	五年未	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五年未	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五年未	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	
	2 (略)	五年以上一〇年未	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五年以上一〇年未	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五年以上一〇年未	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	
		一〇年以上二〇年未	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一〇年以上二〇年未	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一〇年以上二〇年未	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	
		二〇年以上二五年未	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二〇年以上二五年未	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二〇年以上二五年未	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	
		二五年以上	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二五年以上	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二五年以上	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	
		満	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	満	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	満	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	
備考		一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した（同法による専門学校の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 一年 二一五（略） 三一五（略）						一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 一年 二一五（略） 三一五（略）					

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（別表の備考に係る部分を除く。）は、平成三十年四月一日から適用する。

（適用区分）

2 新条例別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。